

令和2年第5回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和2年7月20日 開会

令和2年7月20日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和2年第5回新十津川町議会臨時会

令和2年7月20日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第55号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）
- 第4 議案第56号 財産の取得について
- 第5 議案第57号 新十津川町農業委員会委員の任命について

○出席議員（11名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	後木満男君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中畑晃君
--------	------

◎開会の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただ今から、令和2年第5回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
-

◎開議の宣言

- 議長（笹木正文君） ただ今、出席している議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、井向一徳君。
2番、村井利行君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第3、議案第55号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算
第7号を議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第55号、令
和2年度新十津川町一般会計補正予算第7号。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

- 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,545万9千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億4,949万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

本案件は、補正箇所が多いので2回に分けて内容の説明と質疑を行い、最後に改めて全体を通しての質疑を行います。

始めに、歳入から歳出の9款まで、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第55号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第7号につきまして、歳入から歳出の9款までについて、内容をご説明申し上げます。

まず、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。

総括、歳入。

13款、分担金及び負担金。補正額7万8千円。これは、学校の長期休業の振替による給食提供日数の増加による調理等業務委託料の増額に係る雨竜町からの負担金でございます。計6,340万6千円。

15款、国庫支出金。補正額1億4,120万6千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,414万円と、小・中学校GIGAスクール構想におけるタブレット保管キャビネット整備に係る情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金325万1千円及びタブレット整備に係る情報機器整備費補助金1,381万5千円の合計額でございます。計13億8,169万4千円。

19款、繰入金。補正額63万2千円の減額。これは、ふるさと応援基金の充当先でございました小学校教育推進事業、学校図書館司書配置事業、中学校教育推進事業で歳出予算が減額となることによる歳入予算の減額でございます。計8億9,929万1千円。

20款、繰越金。補正額160万7千円。これは、繰越金を一般財源充当したものでございます。計160万8千円。

22款、町債。補正額320万円。これは、小学校、中学校のタブレット保管キャビネット整備に係る補助対象外経費に充当する充当率100パーセントの小学校及び中学校のネットワーク環境整備事業債でございます。計23億4,880万円。

歳入合計、補正額1億4,545万9千円、計96億4,949万2千円。

続きまして、歳出でございます。

2款、総務費。補正額140万円。計26億2,220万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金140万円。

3款、民生費。補正額3,488万8千円。計16億4,990万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金3,488万8千円。

6 款、農林水産業費。補正額10万円。計 8 億8,709万 5 千円。財源内訳、一般財源10万円。

7 款、商工費。補正額1,824万円。計 3 億819万 8 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,824万円。

8 款、土木費。補正額1,420万円。計 8 億9,266万 3 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,420万円。

9 款、消防費。補正額2,360万 1 千円。計 4 億7,109万 9 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金2,360万 1 千円。

総括的な説明ですので10款についても、この場で説明を申し上げます。

10款、教育費。補正額5,303万円。計 5 億8,275万 8 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金4,887万 7 千円、地方債320万円、その他55万 4 千円の減額、一般財源150万 7 千円。

歳出合計、補正額 1 億4,545万 9 千円。計96億4,949万 2 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金 1 億4,120万 6 千円、地方債320万円、その他55万 4 千円の減額、一般財源160万 7 千円でございます。

次に、8 ページにお戻りいただきたいと思えます。

地方債補正についてご説明を申し上げます。変更でございますので、変更のある項目のみご説明を申し上げます。

起債の目的、小学校ネットワーク環境整備事業債。限度額95万円を335万円に変更するものでございます。

次、起債の目的、中学校ネットワーク環境整備事業債。限度額95万円を175万円に変更するものでございます。

地方債補正の説明は、以上でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。22ページ、23ページをお開き願います。

2 款 1 項 5 目企画費。補正額140万円、計 3 億3,573万 6 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で140万円。内容を申し上げます。事業番号21番、地域公共交通緊急支援事業140万円。これは、新型コロナウイルス禍によって、乗客の利用が低迷している地域公共交通事業者に対し、その運行事業の継続と安定化を図るため、車検代など乗車人数の多寡にかかわらずかかる車両維持費の一部に対して助成を行うものでございます。

なお、沿線自治体と協定を結び運行負担してございます滝川北竜線と滝川浦臼線につきましては、現在、沿線自治体と調整中でありまして、今後、支援割合などが決定いたしましたら予算補正したいと考えてございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費。補正額693万 8 千円、計 1 億1,560万 1 千円。財源内訳、特定財源、国道支出金693万 8 千円。内容を申し上げます。事業番号15番、社会福祉施設等新型コロナウイルス感染症予防対策事業693万 8 千円。これは、医療機関や社会福祉施設などにおいて感染症予防に関する経費の増大が見込まれることから、衛生用品などの整備に対して助成を行うものでございます。

また、入院、入所している方に対する外部の者の面会が感染予防の観点からできない状況にあることから、画面を通じて面会をできる I C T環境を整えるために必要な経費を助

成するものでございます。

次、2目高齢者福祉費。補正額1,513万4千円、計2億1,032万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,513万4千円。内容を申し上げます。事業番号24番、生きがい活動新型コロナウイルス感染症予防対策事業73万7千円。これは、ふるさと学園大学開催に係るバス送迎において、座席間隔を広くとることにより乗車人数が半減するため、大学開催6回分について送迎バスを借上げ送迎便数を増便するための経費を補正計上するものでございます。

また、ゆめりあ部会などの開催において、感染防止を図るため換気を行うサーキュレーターを5台導入するとともに、食中毒対策として、午前、午後の活動を行う部会員の昼食を保管する冷蔵庫2台を更新する経費を補正計上するものでございます。

事業番号25番、高齢者生活支援事業1,439万7千円。これは、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛など在宅時間が増加したことにより、食材購入や宅配利用にかかる出費が嵩み家計を圧迫している実情から生活費の支援を行うため、65歳以上の町民1人当たり5千円分の商品券を当該世帯に配布する経費を補正計上するものでございます。

次、2項1目児童福祉費。補正額1,281万6千円、計3億2,669万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,281万6千円。内容を申し上げます。事業番号13番、新生児特別給付金支給事業351万円。これは、新型コロナウイルス禍の中、出生した子供のいる世帯に対し経済的負担軽減を図るため、一人当たり10万円の給付金を支給するための経費を補正計上するものでございます。

対象世帯は、先に支給されました特別定額給付金支給対象の基準日の翌日以降に生まれた子供がいる世帯で見込出生数は35人としてございます。

次、26ページ、27ページをお開き願います。

事業番号14番、子育て世帯生活支援事業930万6千円。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、臨時休校などに伴う在宅の時間が増加したことにより、食材購入や宅配利用の出費が嵩むなど家計に影響が及んでいることから、その負担軽減を図るため高校生以下の町民一人当たり商品券及び食事券それぞれ5千円分を当該世帯に配布する経費を補正計上するものでございます。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額10万円、計3億6,440万5千円。財源内訳は一般財源10万円。内容を申し上げます。事業番号4番、次世代農業推進支援事業10万円。これは、本年度GPS田植機及び農薬散布用ドローン取得に係る助成を実施しておりますが、当初予算に不足が生じたことから不足額を補正計上するものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額1,824万円、計1億5,858万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,824万円。内容を申し上げます。事業番号11番、緊急経済対策事業1,824万円。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きい宿泊業及び道路旅客運送業に対し助成を行うための経費を補正計上するものでございます。

宿泊業事業者に対しては、宿泊割引や追加サービスなどの宿泊プランに要する費用を助成するとともに、当該プランのPRにかかる経費の一部を助成するものであり、加えて、感染予防対策に係る費用の一部についても助成をするものでございます。

道路旅客運送業事業者に対しては、その所有車両の維持管理に係る固定経費の一部を助成するものでございます。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。補正額1,420万円、計2億3,489万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,420万円。内容を申し上げます。事業番号6番、除雪センター新型コロナウイルス感染症予防対策事業1,420万円。これは、町道除排雪業務の基地となる除雪センターの窓が東側にしかなく、休憩室や仮眠室の換気ができない状況にあり、また、トイレや手洗い場が1か所しかなく、当該施設において新型コロナウイルス感染予防対策を講じる必要があると判断されることから、換気対策及びトイレと手洗い増設などの改修を行うための経費を補正計上するものでございます。

次に、34ページ、35ページをお開き願います。

9款1項1目消防総務費。補正額82万5千円、計1億7,267万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金82万5千円。内容を申し上げます。事業番号2番、滝川地区広域消防事務組合感染症対策負担金82万5千円。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う滝川地区広域消防事務組合への負担金を補正計上するものでございます。内容は、救急搬送対象者に接触する隊員の感染防止用具や救急措置をする際の接触防止資材、消毒用品及び救急搬送対象者を搬送後、救急車両内を除菌するためのオゾン発生装置を購入するための費用負担分でございます。

次、3目災害対策費。補正額2,277万6千円、計2億3,710万2千円。財源内訳、特定財源、国道支出金2,277万6千円。内容を申し上げます。事業番号8番、避難所感染症予防対策事業2,277万6千円。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、各避難所に検温などを含む一次受付を行うテント30張、避難所内間仕切り130セット、多目的簡易ベット100台、広域避難場所で使用する放送設備3セットを購入するための経費を補正計上するものでございます。

以上が、歳入から歳出9款までの補正内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 歳入から歳出の9款まで、内容の説明を終わります。

説明のあった部分について、ただちに質疑に入ります。

款項が分かれば事前に言って質疑していただきたいと思っております、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 3款、民生費でお願いいたします。

1項の社会福祉総務費の中で社会福祉施設等新型コロナウイルス感染症予防対策事業というのがありますが、総務民生常任委員会の方での資料を先日頂いたのですが、その中で、通所系事業所の中に地域活動支援センター、ゆめりあの中にあります、あざれあがありますが、そちらが入っていないのですけれども、あざれあで行っているような感染予防対策などはどちらで責任を持って行っているのか、また、そこにこういった衛生用品の予算が充てられなかったということに対して、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

通所系の部分ということで、今回、あざれあの部分は入っておりませんが、社会福祉協議会ともお話いたしまして、協議会としても国の方からの支援等々もございまして、今回は考慮させていただかなかった形でみたところでございます。一応、社会福祉協議会とはお話しさせていただいたということでご理解下さい。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 9款1目3項災害対策費。当初、14日に総務民生の常任委員会で行なわれた所要額2,279万4千円ほか、今回は2,277万6千円。委員会で説明受けた金額とほかは一緒なんですけど、ここだけ違っているのはなぜでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の4番議員の質疑にお答えいたします。

所要額としては総務民生常任委員会で説明した額とは変わりございませんが、6月定例会において補正をさせていただいた分に、すでに入札が終わり執行残が発生してございますので、その分を控除した結果このような数字となっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） それでは、8款土木費のことでお伺いいたします。

この補正とは直接関係するわけではないのですけれども、コロナ予防対策ということでいろいろと講じられる中で、毎年言われている中にオペレーターの人員確保というか、必要人数を確保するというのがなかなか厳しい状況にあるようですけれども、そういった中で、このコロナ禍の今年においてはどんな見通しなのか、あるいは、いろいろ懸念は予想されるのでしょうかけれども、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 8番議員のご質問にお答えをいたします。

オペレーターの確保について、コロナと関係あるか、ないかということのお話だったと思うのですけれども、今現在、今年の除雪体制に向けていろいろとオペレーターの確保には走っているということでは聞いておりますけれども、今のところそういったコロナに関連して少なくなるとかっていう話は聞いてはございません。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

それでは、質疑なしと認めます。

これで歳入及び歳出9款までの質疑を終わります。

次に、歳出10款についての内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは、歳出10款から説明を申し上げます。

36ページ、37ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費。補正額3万3千円、計8,159万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で3万3千円。内容を申し上げます。事業番号9番、小学校長期休業振替分事務員配置事業3万3千円。これは、夏期休業及び冬期休業の振替によって勤務日数増となる学校事務員の報酬を増額する経費を補正計上するものでございます。

次、2目教育振興費。補正額3,292万5千円、計7,579万5千円。財源内訳、特定財源、国道支出金2,980万1千円、地方債240万円、その他減額の35万8千円、一般財源108万2千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、小学校教育推進事業減額の31万7千円。これは、教科担任講師及び学習支援サポーターの夏期及び冬期休業中に行う予定でございました学習指導準備業務などに係る日数の減と、4月と5月の休業補償に係る報酬、費用弁償の減少分を減額するものでございます。

事業番号2番、小学校特別支援教育事業減額の15万円。これは、特別支援学級支援員の冬期休業中に行なう予定でございました支援準備業務に係る日数の減と、4月と5月の休業補償に係る報酬、費用弁償の減少分を減額するものでございます。

事業番号3番、学校図書館司書配置事業減額の4万1千円。これは、学校図書館司書の4月と5月の休業補償に係る報酬の減少分を減額するものでございます。

事業番号8番、小学校GIGAスクール構想事業3,275万6千円。これは、国が推進するGIGAスクール構想を実現するため、児童分304台、教師分12台、予備12台のタブレット計328台と、タブレット保管用キャビネット12台の購入経費を補正計上するものでございます。

事業番号9番、小学校長期休業振替分臨時講師等配置事業67万7千円。これは、夏期休業を8日間、冬期休業を2日間振替えて授業を行うため、当該日数に係る教科担任講師、学習支援サポーター、特別支援員、学校図書館司書の報酬及び費用弁償を補正計上するものでございます。

次、3項1目学校管理費。補正額31万9千円、計5,693万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金31万9千円。内容を申し上げます。事業番号6番、中学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業28万6千円。これは、中学校の体育授業や部活動における新型コロナウイルス感染を防止するため、消毒液やマウスガードといった感染防止資材を購入する経費を補正計上するものでございます。

事業番号7番、中学校長期休業振替分事務員配置事業3万3千円。これは、夏期休業を8日間、冬期休業を2日間振替えて授業を行うため、当該日数に係る学校事務員の報酬を補正計上するものでございます。

次に、38ページ、39ページをお開き願います。

2目教育振興費。補正額1,637万2千円、計5,223万5千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,542万1千円、地方債80万円、その他減額の27万4千円、一般財源42万5千円。内容を申し上げます。事業番号1番、中学校教育推進事業減額の27万4千円。これは、中

学校教育充実指導講師、学力向上推進講師が夏期及び冬季休業中に行う予定でございました休業期間中の学習指導準備業務に係る日数の減と、4月と5月の休業補償に係る報酬、費用弁償の減少分を減額するものでございます。

事業番号6番、中学校修学旅行保護者負担軽減事業17万1千円。これは、この事業予算で計上してございます宿泊研修において、新型コロナウイルス感染拡大による宿泊先の人数制限によりまして、当初予定してございました施設に宿泊することができなくなり、他の宿泊施設に変更する必要が生じ宿泊代が増額することとなったことから、保護者の負担軽減のため宿泊代の増額経費分を助成することとし、その経費を補正計上するものでございます。

事業番号7番、中学校GIGAスクール構想事業1,624万6千円。これは、中学校においてGIGAスクール構想を推進するため、生徒分160台、教師分6台、予備6台のタブレット計172台とタブレット保管用キャビネット6台の購入経費を補正計上するものでございます。

事業番号8番、中学校長期休業振替分臨時講師等配置事業22万9千円。これは、夏期休業を8日間、冬期休業を2日間振替えて授業を行うため、当該日数に係る臨時講師の報酬及び費用弁償を補正計上するものでございます。

次、4項1目社会教育総務費。補正額23万7千円、計3,332万9千円。財源内訳は特定財源、国道支出金23万7千円。内容を申し上げます。事業番号16番、社会教育団体新型コロナウイルス感染症予防対策事業23万7千円。これは、少年団活動の再開に伴う新型コロナウイルス感染症予防対策に係る資材として、各少年団に非接触型体温計を支給するとともに、各少年団それぞれが用意する消毒液やマウスガードなどの必要資材に係る購入経費に対して助成をするものでございます。

次、4目図書館費。補正額51万9千円、計3,619万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金51万9千円。内容を申し上げます。事業番号5番、図書館新型コロナウイルス感染症予防対策事業51万9千円。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、図書館カウンターに設置をするアクリル製パーテーションパネルを導入するとともに、屋外行事において大声で発声をせずに行事を進行するためのワイヤレスマイク機器一式を導入するための経費を補正計上するものでございます。

次、5項3目学校給食運営費。補正額262万5千円、計1億1,483万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金254万7千円、その他7万8千円。内容を申し上げます。事業番号5番、学校給食センター新型コロナウイルス感染症予防対策事業131万5千円。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、給食センター従事者が着用するシューズの殺菌保管庫を2台購入するための経費を補正計上するものでございます。

40ページ、41ページをお開き願います。

事業番号6番、長期休業振替分学校給食提供事業131万円。これは、夏期休業及び冬期休業の振替による給食提供日数10日分の調理等業務委託料を増額補正するものでございます。

以上、一般会計補正予算第7号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 10款の内容説明を終わります。

ただちに10款の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 10款5項3目、ページ41ページの事業番号6番、長期休業振替分学校給食提供事業についてですけれども、今ほどの説明で、今後、長期休暇の部分で10日分委託費を増額するということがあったのですけれども、これまで新型コロナウイルスで学校がお休みだった時期があったと思います。この辺りの学校給食の委託費の状況、また加えて、学校がお休みだった時の給食センターの運営の状況が分かれば教えていただければと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、5番議員の質疑にお答えいたします。

学校給食センターの10日分について、今回増額補正ということでさせていただきました。財源については、地方創生臨時交付金を充てるということになっております。

これまで4月、5月休業期間がございました。4月の春休み明けから通常登校となりまして、その後また臨時休校、分散登校、そしてまた通常登校というような流れで現在に至っているところでございます。

給食センターにつきましては、調理業務について平成31年度から令和5年度までの長期継続契約ということで契約しております。その中で長期休業中の清掃、研修、予備日ということで、それが24日、基本的に年間206日とこの24日を足しまして、合計230日の業務日数ということにしております。

この間、休業中の運営状況なのですけれども、臨時休業中にも感染対策を行うために壁ですとか床の清掃作業、調理機器の消毒作業を行っております。また、委託業者としましては食材の荷受けですとか、給食提供前の下処理作業などの準備作業もございますので、給食を提供しなかった学校休業日が16日あったのですが、そのうちまったく作業を行わなかったという日数は3日間にとどまっております。それ以外は今言ったような作業を実施しているという内容でございます。

委託契約の中では、こういう教育委員会の指示によりまして調理業務を行わないという場合には、町の方で費用を負担するということになっておりますので、委託業務について、今回減額補正はしていないという状況でございます。

ただ、今後また新型コロナウイルス感染拡大によりまして、給食の提供が極端に減少して、作業もなかったということになりました時には、概ね年間業務日数の一割を超えた時に、調理業者と協議して決めていくということで委託業者と話をしているところでございます。以上、ご質疑についてのお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで歳出10款の質疑を終わります。

最後に、全体を通しての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○議長（笹木正文君） 7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 全体を通してのところで質問したいと思います。

款が別れますのでこの場でお聞きしたいのですが、例えば、民生費におきましては、今回の補正は町が単独で行っている事業に対する補正になっていますが、広域で行っているもの、あるいは、ほかの市町に委託をして事業を行っている部分があります。

民生費では、病後児保育ですとか砂川にある子ども通園センター、また、労働費なんかではスキルアップセンターなども本町からも支出してありますが、そういった施設を持っている砂川市や滝川市でもそれぞれ感染対策として、今回いろいろ補正を上げてきていると思うのですけれども、本町に対して行われている負担額の増額などは求められていなかったのかどうかということ、まずお聞きしたいのと、もう1点は、もしそういったところで負担額の増額が出た場合には、今回のような国の支出金、臨時交付金を充当してそれで措置できるのか、あるいは負担金なのでそういうところにはこの交付金は使えないものなのかということ、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） はい、副町長。

○副町長（小林透君） それでは、ただ今のご質問に私の方からお答え申し上げたいと思います。

広域で行われている事業も本町で実施をさせていただいておりますが、その部分についてもいろいろ協議だとか、文書等が本町の方にも届いているということでございます。

その時期については、それぞれ協議をしたのちに決定をするという形になりますので、必要に応じてその部分の広域的な取組については、今後また、補正等で提出をさせていただくことになるかというふうに考えてございます。

財源の充当につきまして、広域で実施をするというような部分のコロナウイルス対策に関する部分については、コロナウイルス対策の交付金を適用できるということで、広域の事務局といいますか、広域の中心となる自治体の方でもその部分については十分知ってございますので、各自自治体の負担についても考慮しながら検討しているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第55号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第56号、財産の取得についてを議題といたします。提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第56号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、名称及び数量、事務機器 一式。

2、取得の目的、新庁舎建設に伴う備品整備。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、取得価格、金3,553万円。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央18番地11、株式会社松葉、代表取締役、松葉篤典。

次に、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名などを記載してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、納入期限は、令和3年3月31日までとなっております。

以上、提案理由と内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第56号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第57号、新十津川町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第57号、新十津川町農業委員会委員の任命について。

新十津川町農業委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

農業委員会委員の補充をし、農業委員会の組織及び運営の充実を図るため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字学園12番地15。

氏名、新井隆之。昭和36年3月14日生まれ、59歳です。

経過と内容の説明を申し上げます。

先の第2回定例会におきまして、農業委員の人事案件を提案させていただき、全会一致にて同意をいただいたところではありますが、宮本英靖氏が去る6月25日開催の公益財団法人北海道農業公社定時評議員会及び理事会において、副理事長に就任されました。

そのことから、私宛に農業委員の職責が全うできないことから、辞退する旨の届出を提出され、受理しましたので、委員の補充を行うものでございます。

新井隆之氏は認定農業者であり、地域で中心的な農業者として信頼も厚く、平成23年からは農民協議会役員、平成26年からはピンネ農協業同組合理事として、平成27年からは農民協議会執行委員長、ピンネ酒米生産組合組合長、そして、去る6月26日からは、ピンネ農業協同組合代表理事専務として活躍をされております。

農業への識見も高く、ピンネ農業協同組合からの推薦もあることから、農業委員として適任であると考え任命いたしたく、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、提案理由と内容説明とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第57号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、新十津川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和2年第5回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時51分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員